

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策基本方針

三島信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下「マネロン等」といいます）の防止に向け適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

- ・理事会はマネロン等防止を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、マネロン等の脅威に対し主導的かつ積極的に取り組み、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。
- ・当金庫は、マネロン等防止対策責任者および統括部署を定めて管理態勢を構築し、関係部署連携の下、組織全体で横断的に対応します。
- ・当金庫は、マネロン等対策に関して役割および責任を明確にし、適時的確に対応できる態勢を整備します。
- ・経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、基本方針・規程類・実施計画等の立案・推進、およびリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。
- ・当金庫のマネロン等のリスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めて基本方針・規程類・実施計画等の見直しを検討し、マネロン等対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2. 管理態勢

- ・当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の統括部署をリスク管理部門として設置し、専門性を有する人材の配置および必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる各部や営業店等と連携を図りマネロン等対策に取り組みます。
- ・関連のグループ会社におけるマネロン等対策をグループ一体で統合的に管理・監督するため、統括部署のリスク管理部門がグループ内での対応、情報共有に取り組みます。またグループ一体でマネロン等対策を実行するため、基本方針・規程類・実施計画等に関して、手続を定めグループで整合性を確保します。

3. リスクベース・アプローチに基づくマネロン等対策

- ・リスクベース・アプローチの考え方に基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）および当金庫の疑わしい取引の届出の状況等をもとに、当金庫が直面しているマネロン等に関するリスクを特定します。
- ・また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、ITシステムおよび各種データを有効に活用し、リスクに見合った低減措置を講じます。
- ・リスクの特定・評価および低減措置については、定期的にその有効性を検証し、必要に応じて見直しを行います。

4. お客さまへの対応方針

- ・適切な取引時確認を実施し、お客さまや取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。
- ・お客さまから定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。
- ・反社会的勢力を含め、自らが定める顧客管理を実施できないと判断したお客さまとの取引等については、取引の謝絶等のリスクの遮断に努めます。

5. 疑わしい取引の届出

- ・当金庫は、疑わしい取引の届出について、適時的確に検知・監視・分析できる態勢を整備します。
- ・営業店からの報告、またはフィルタリング等で検知した取引を基に顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。
- ・当金庫は、疑わしい取引の届出について、適時的確に対応するため役職員に継続的に研修を行い、関係法令および事務規程について周知徹底を図ります。

6. 経済制裁および資産凍結の措置

- ・制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、国内外の規制等に基づき、取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に実施いたします。

7. 役員および従業員の研修

- ・関連するグループ会社を含めた役員および従業員のマネロン等に対して継続的に研修を実施し、知識習得、意識向上を図るとともに、役割に応じた専門性・適合性等を有する人材の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

- ・マネロン等対策の管理態勢について、対策の実効性および遵守状況を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. お客さまへの周知・啓蒙

- ・新規取引開始時および取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の調査等についてお客さまから理解を得るため、当金庫のホームページ、営業店等を活用して、周知、広報活動に取り組みます。

令和6年2月1日